

大和市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月29日

大和市長 古谷田 力

大和市条例第10号

大和市議会委員会条例の一部を改正する条例

大和市議会委員会条例（昭和37年大和市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「10人とする」を「12人以内とし、委員選任の都度議長が会議に諮って定める」に改め、同条に次の1項を加える。

4 既に選任されている委員の任期中に第2項の定数に変更が生じた場合において、新たに選任された委員があるときは、当該委員の任期は、前項において準用する前条第1項の規定にかかわらず、既に選任されている委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。